

( 仮 称 ) 小 金 井 市 立 保 育 園 の 在 り 方 に 関 す る 方 針 ( 案 ) に つ い て

1 新 た な 保 育 業 務 の 総 合 的 な 見 直 し 方 針 か ら の 主 な 変 更 点

項 目	前 方 針	本 方 針
閉園対象園	3園 ( くりのみ・わかたけ・さくら )	2園 ( くりのみ・さくら )
閉園年度	くりのみ・さくら : 令和9年度末 わかたけ : 未定	くりのみ : 令和9年度末 さくら : 令和10年度末
正規職員数	118人/5園 → 91人/3園	4つの役割対応を担当する職員を含めた正規職員総数について前方針以下を検討中
保育定員	くりのみ・さくら →段階的に縮小し閉園 わかたけ・小金井・けやき →保育定員は減員しない	くりのみ・さくら →段階的に縮小し閉園 わかたけ・小金井・けやき →保育定員を減員する →小金井保育園の年齢別保育を異年齢保育に変更する。
サービス拡充	特別支援保育枠の拡大 12人/3園	前方針以上を検討中
	要保護児童・要支援家庭への支援	4つの役割「難度の高い保育を率先して担う役割」として担当職員を配置し実施する。
	地域子育て支援機能の充実	4つの役割「在宅子育て家庭を支援する役割」として担当職員を配置し実施する。
	巡回支援チームの設置 保育課に保育士・看護師・栄養士を配置し実施。	保育課に配置せず、4つの役割のうち「地域の連携、保育の質の維持・向上を推し進める役割」として担当職員を配置し実施する。
	保育の質のガイドラインの普及・活用促進	4つの役割「地域の連携、保育の質の維持・向上を推し進める役割」として担当職員を配置し実施する。
その他新規		4つの役割「難度の高い保育を率先して担う役割」のうち、医療的ケア児の受け入れ体制をけやき保育園に配置する。
		4つの役割「在宅子育て家庭を支援する役割」のうち、子ども誰でも通園対応として担当職員を配置し実施する。
		4つの役割「緊急時に地域の子どもと保育を守る役割」について、随時対応する。
		指導検査体制の整備 市内対象施設に対し、3年に1回は指導検査を実施できる体制を検討する。
		園のICT環境の整備 システムの活用、端末や通信環境の整備を検討する。

※上表は変更点を抜粋し、変更がなく同様の対応の場合は記載していない。

※前方針は令和10年度時点の内容で記載している。

2 方針（案）について

小金井市立保育園の在り方に関する方針  
（案）

小金井市

策定にあたって

調整中

小金井市長 白井 亨

## 1 方針策定の目的と位置付け

小金井市立保育園の在り方に関する方針（以下「本方針」といいます。）は、小金井市立保育園の在り方検討委員会（以下「検討委員会」といいます。）の答申を踏まえて策定するものであり、既存の「すこやか保育ビジョン」の理念に基づき、市全体の保育の質の維持・向上を図るため、市立保育園の果たすべき役割を明確に定め、その役割の実現を通じて、子どもたち及び保護者の安心を支える保育環境の確保を目指すものです。

言い換えれば、子どもの最善の利益を重視する理念を基盤とし、市立保育園の役割を具体的に定めることで、地域全体で質の高い保育サービスを提供する仕組みを確立することが、本方針の目的です。

今後の市全体の保育の在り方については、従前の「新たな保育業務の総合的な見直し方針」（以下、「前方針」という。）ではなく、本方針により取組を進めてまいります。

## 2 市立保育園の在り方の検討

### (1) 基本的な考え方

本方針の策定に当たっては、まず令和7年5月に検討委員会から提出された答申の内容を最大限尊重し、市立保育園が果たすべき4つの重要な役割を確実に実現することを第一に考えました。

### (2) 課題の整理

本方針の検討に当たっては、新たな保育業務の総合的な見直し方針【令和4年9月改定版】（以下「前方針」といいます。）で示した5つの課題と市として現状把握した実情を、以下のように整理しました。

#### ①【老朽化への対応】

市立保育園5園のうち、くりのみ保育園、わかたけ保育園、さくら保育園の3園は築50年を超えており、これらの3園を今後も保育園として活用するためには、大規模な改修、建て替えなど、施設の安全性・快適性を維持するための大規模工事が必要です。

〔市立保育園の築年数〕

令和7年4月1日現在

園名	くりのみ	わかたけ	小金井	さくら	けやき
建築年度	S43年度	S44年度	S58年度	S47年度	H25年度
築年数	57年	56年	42年	53年	11年

## ②【保育定員の適正化】

令和7年4月には1歳児クラスで待機児童が発生しましたが、過去2年間にわたり待機児童数はゼロとなり、市内保育施設では特に幼児クラス（3歳～5歳児クラス）で定員の空きが恒常的に生じている状況及び市の出生数の減少傾向を踏まえると、市立保育園・民間保育園を問わず、市内全体での保育定員の適正化が必要です。

## ③【保育サービス拡充に向けた予算と人員の確保】

答申で示された4つの役割を確実に実施するためには、各園において十分なスペースの確保と役割に対応できる職員の配置が必要となります。

また、保育士の欠員も課題となっており、特に育児休業中の職員の代替措置としての任期付職員の欠員について、早急な対応が必要な状況です。

## ④【公立保育園の公費負担】

答申で指摘された個別の事業実施に対する補助金の活用や、施設複合化の検討による補助金の確保など、市立保育園の運営及び施設維持管理における市費負担を少しでも軽減する方策を検討します。

ただ、市町村が運営する公立保育施設に対する国・都負担が著しく少ない現状は、市の努力のみでは大きな変化が望めないのが実情です。

## ⑤【自治体経営の観点】

自治体経営の視点においては、市が基礎自治体として担う全般的な事業においても物価高騰等の影響により事業費が増大しています。

## 3 市立保育園の在り方の策定

2(1)の基本的な考え方と2(2)の課題の整理で述べた観点を踏まえ、次のとおり市立保育園の在り方（役割、園数（配置）、体制）を定めます。

### (1) 市立保育園の役割

#### ① 市立保育園の役割の定義

答申で示された4つの保育園の基本的役割一【地域の連携、保育の質の維持・向上を推し進める役割】【難度の高い保育を率先して担う役割】【公立保育園の機能を活かして在宅子育て家庭を支援する役割】【緊急時に地域の子どもと保育を守る役割】一を、市立保育園の役割と定義します。

それぞれの市立保育園は、在園児の保育に加え、市全体の保育の質の維持・向上のために、この4つの役割を確実に実施していきます。

[市立保育園の役割]

No.	役割	期待される機能
1	地域の連携、保育の質の維持・向上を推し進める役割 【学ぶ・つなげる】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の保育の質の維持・向上</li> <li>・保育所保育指針・小金井市保育の質のガイドラインに準拠した保育を自ら行い、小金井市における保育のひとつの実践モデルとして存在する。</li> <li>・地域の民間保育施設と連携・交流し、学び合いの場を作り、蓄えられた専門性・経験知を活かした支援を行う。</li> <li>・園庭開放などにより民間保育施設の支援を行う。</li> <li>・巡回支援や指導検査を実施するための人材を育成する。</li> </ul>
2	難度の高い保育を率先して担う役割 【取り組む】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●要配慮児、要支援家庭・児童の支援</li> <li>・配慮を要する子ども（障害児、医療的ケア児）、要支援家庭・児童（外国籍、生活課題をかかえる、養育困難、虐待懸念）に寄り添い、行政機関として難度の高い保育に自ら率先して取り組む。</li> <li>・こども家庭センター、療育機関、医療機関などと連携する。</li> <li>・これらの経験知や専門性を蓄積し、民間保育施設との事例共有や必要な支援の提供等により支援体制を強化する。</li> </ul>
3	公立保育園の機能を活かして在宅子育て家庭を支援する役割 【手を伸ばす】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●在宅子育て家庭の支援</li> <li>・地域の在宅子育て家庭への支援を、保育の専門性・経験知を活かして行う。</li> <li>●子育て支援センターとしての機能</li> <li>・子育て相談（対面、電話、メールなど）、出前保育、母子保健事業に参加するアウトリーチの活動、一時保育やこども誰でも通園制度などの実施を通して支援ニーズを発見する。</li> <li>・必要に応じて保育の実施による支援を行い、こども家庭センター等他機関と連携して支援をつなぐなど、幅広く状況に応じた支援を行う。</li> </ul>
4	緊急時に地域の子どもと保育を守る役割 【そなえる】	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域の保育施設でのトラブル対応</li> <li>・地域の保育施設でトラブル等による保育の停止などがあった場合には子どもの受け皿になる。</li> <li>●災害時等の対応</li> <li>・市の災害時対応の一端を担い、市の機関として横断的に連携しながら、子育て家庭、保育施設の支援を行う（例 避難所での出前保育、復旧が遅れている保育施設利用者のための臨時保育、民間施設への支援物資提供の拠点になるなど。）</li> </ul>

② 役割実施のための対応について

4つの役割を確実に実施するためには、各園に通常の保育室とは別に十分な内部スペースが必要となります。現行施設の敷地や建物の増築は、財政や公共施設の維持管理上から難しいため、本方針では保育定員の見直し、すなわち適正な減員を行ってスペースを確保します。

減員については、0歳～5歳児クラスを維持すること、0歳児から1歳児、1歳児から2歳児、2歳児から3歳児の進級時の定員差を設けること、配慮が必要な児童の受入枠の拡大を踏まえたクラス規模等を考慮し、下表のとおり段階的に実施することとします。

なお、年齢別保育を実施している小金井保育園については、令和11年度から異年齢保育へ保育方法を変更することで、役割の実施のためのスペースを確

保します。

[保育定員の見直し]

(単位：人)

クラス年齢		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
わかたけ	現定員	10	12	18	24	24	24	112
	R7.10	9	12	14	21	21	24	102
	R8.4	6	10	12	14	21	21	84
	R9.4	6	10	12	14	14	21	77
	R10.4	6	10	12	14	14	14	70
	R11.4	6	10	12	14	14	14	70
	R12.4	6	10	12	14	14	14	70
小金井	現定員	9	14	18	20	26	27	114
	R7.10	9	14	18	20	20	27	108
	R8.4	6	10	14	18	20	20	88
	R9.4	6	10	12	14	18	20	80
	R10.4	6	10	12	14	14	18	74
	R11.4	6	10	12	14	14	14	70
	R12.4	6	10	12	14	14	14	70
けやき	現定員	15	20	24	27	27	27	140
	R7.10	9	18	24	24	24	27	127
	R8.4	6	10	18	24	24	24	106
	R9.4	6	10	12	18	24	24	94
	R10.4	6	10	12	14	18	24	84
	R11.4	6	10	12	14	14	18	74
	R12.4	6	10	12	14	14	14	70

(2) 園数（配置）

園数（配置）の検討においては、保育定員の減員により、5園から2園まで、いずれの場合でも役割に対応するためのスペースの確保は可能と考えられます。

しかし、保育定員を減員しても、5園体制や4園体制では、役割実現に必要な職員配置を行いつつ、全ての学年（0歳～5歳児）のクラスで保育を行うためには、現行の職員数以上の職員配置が必要になるという課題があります。

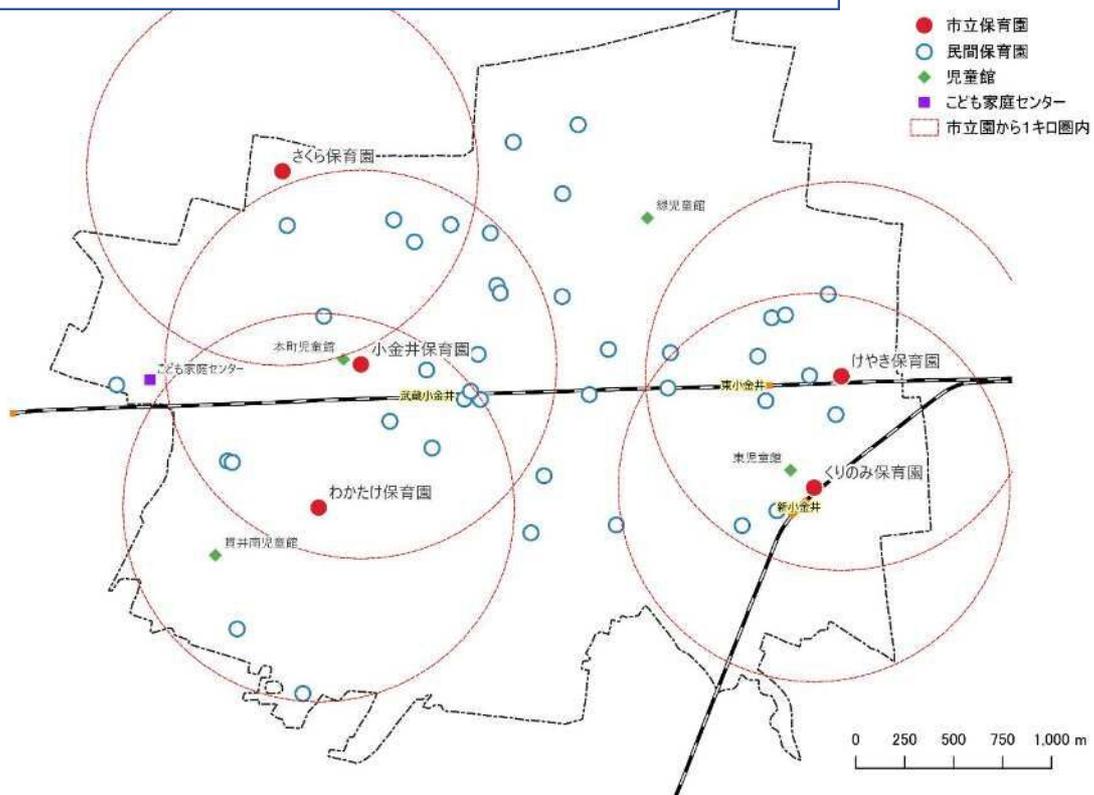
さらに、老朽化が進んでいるくりのみ保育園、わかたけ保育園、さくら保育園

の3園は、築50年以上の施設であるため、これらの園を含む配置を採用した場合、各園に対し大規模な改修工事や施設の更新が必要となり、長期的にも運営コストの面で大きな影響を及ぼす可能性があります。

また、市内を地域ブロックに分けて役割を実施していくことを考慮すると、答申でも指摘されているとおり、2園体制では市立保育園の役割を十分に果たすことが困難です。そして、「地域ブロックごとに市立保育園を拠点として配置する」という観点から、さくら保育園は市の端に位置しており、また、けやき保育園とくりのみ保育園の担当区域が重複することも考慮すると、答申で示された役割を現実的に実施するためには、地域ブロックのバランスが取れた配置が必要です。

地域の子育て支援体制の拡充という観点では、市内のどこからでも子連れで歩いて15分程度以内に相談できる拠点が存在することが望ましいとの答申の指摘も考慮し、現在、本市において子育て支援拠点事業を行う児童館4館、こども家庭センターと市立保育園の配置のバランスについても確認を行いました。

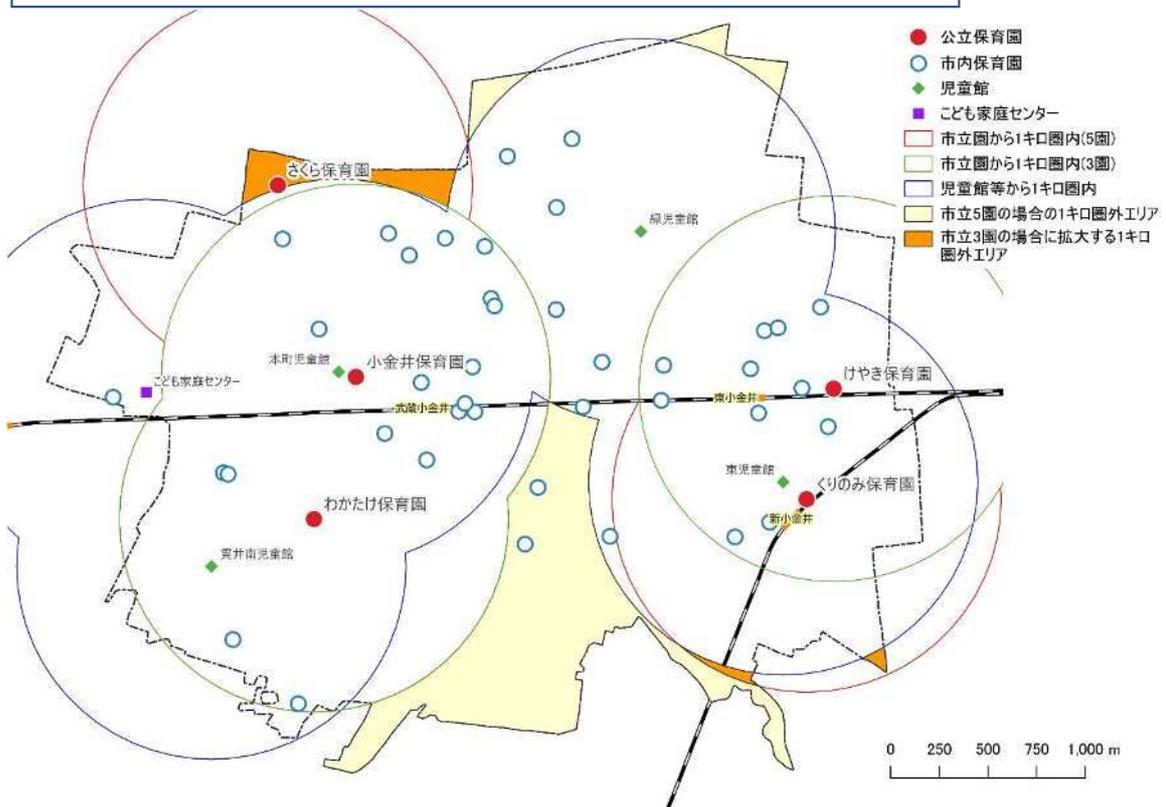
市立保育園（5園）から半径1kmの範囲を表示



これらの検討結果を基に、役割実現に必要な保育定員の減員を盛り込んだ配置計画を検討した結果、最も現実的かつ持続可能な運営体制として、そして、答申

で示された各園間の連携や地域ブロックとしての均衡を確保することは十分可能であると考え、わかたけ保育園、小金井保育園、けやき保育園の【3園体制】を採用することが最適であると総合的に判断しました。

市立保育園（わかたけ保育園、小金井保育、けやき保育園）、児童館、こども家庭センターを中心とした半径1kmの範囲を表示



なお、段階的に縮小し閉園とする2園について、令和7年度において在籍している児童の学年が卒園するまでは維持することとします。よって、くりのみ保育園は令和9年度末で閉園とし、さくら保育園は令和10年度末で閉園とします。

なお、さくら保育園については、2歳児1名が在籍している状況を考慮し、令和7年度中に2歳児クラスの定員を12名と定めることとします。

[閉園までの定員]

(単位：人)

		0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
くりのみ	現定員	0	0	0	24	24	24	72
	R8.4定員	0	0	0	0	20	20	40
	R9.4定員	0	0	0	0	0	20	20
さくら	現定員	0	0	1	24	24	24	73
	R7.10定員	0	0	12	24	24	24	84
	R8.4定員	0	0	0	16	16	16	48
	R9.4定員	0	0	0	0	16	16	32
	R10.4定員	0	0	0	0	0	16	16

(3) 運営体制

市立保育園の運営体制のうち通常の保育業務については、国や都の基準に加えて従来からの基本的な市基準の職員配置※を堅持し、通常の保育部分の業務が今後も変わりなく円滑に行われる職員体制を引き続き確保します。

※各クラスの複数担任制、1歳児クラスの職員配置（保育士1：児童5）

一方で、本方針で新たに定義した4つの役割を実現するためには、通常の保育業務とは別に、役割対応の職員の配置を行います。役割対応の職員の配置は、役割の実施スケジュールに合わせ、各園の児童の預かり状況や職員の欠員状況を考慮しつつ、保育園の運営に支障が出ないよう適切に配置することとします。

また、保育士の欠員の課題についても、今回の定員縮小に伴う職員数の最適化を活用し、一定の調整を図ることで、欠員を補うことも検討します。

加えて、育児休業中の職員の代替措置としての任期付職員対応について、保育士採用が厳しい間の時限的な対応として正規職員を一定人数採用しておくことで対応します。

このとおり、通常の保育業務は従来市の基準に基づく堅実な配置を維持しつつ、新たな役割対応の職員を別に配置することで、市立保育園の役割を確実に実施します。

4 市立保育園の在り方の策定に伴う対応

(1) 在園児及び保護者対応

本方針に基づく運営体制の再編に当たっては、在園児及び保護者の皆様にも影響が生じることとなります。その影響が可能な限り最小限となるよう、以下の対応を行うことといたします。

ア 現在の市立保育園から転園を希望されるご家庭に対しては、転園の際の入所

指数において優遇措置を設けることで、転園希望者への配慮と入所機会の確保を図ります。これにより、定員縮減による不利益が生じることなく、子どもたちやご家庭が希望される保育環境へ移行することを支援いたします。

イ 保育定員が縮小される状況下においても、従来の保育の質を維持するため、通常の保育業務を行う職員体制については、従来からの基本的な市基準の職員配置を堅持するとともに、児童数の減少があったとして運営に支障がないよう安定的な職員体制を維持します。

ウ 児童や保護者への影響について、寄り添った対応ができるよう現在も行っている心理相談を閉園まで継続して実施します。

エ 各園における在園児や保護者への対応も丁寧に行いながら、子どもたちへの影響を最小限にとどめるよう取り組みます。

オ 本方針に基づく取組開始後も、公立保育園運営協議会を通じて、定期的に取り組状況の説明を行うとともに、必要に応じて個別の説明会の場を設けます。これにより、各家庭の御意見や御懸念を迅速に把握し、柔軟かつ的確な対応を実施する体制を維持してまいります。

## (2) 施設の維持管理・跡地利用

本方針の実現に当たっては、施設の老朽化対策や維持管理も極めて重要な課題です。縮小して閉園となるくりのみ保育園とさくら保育園については、閉園となる年度まで保育に支障が生じないように、必要な修繕・維持管理を実施し、閉園まで在籍する児童や保護者の方の安心を確保します。

また、残る3園については、安心して子どもを預けられる環境づくりや保育の質の確保といった観点から、必要な改修や維持管理を行い、将来にわたって安定した保育サービスの提供が図られるよう取り組んでまいります。

また、閉園後の跡地利用については、これまで長い間、本市の子どものために活用してきた経過を踏まえ、将来を見据えて活用方法を検討します。

## (3) ICT環境の整備

市立保育園のICT環境整備については、答申における指摘を踏まえ、既に導入している登降園管理システムの機能をさらに有効に活用するための施策を推進します。

また、環境整備を進めつつ、システムの機能活用も充実させることにより、保育内外での情報共有の迅速化や、園内の各種連絡、さらには安全管理に関する運用の効率化を図ります。これにより、保護者の利便性の向上だけでなく保育園で勤務する職員の負担軽減も目指します。

## 5 市全体の保育の質の維持・向上に向けた取組

現状および短期的な財政や運営面の制約を踏まえ、来年度から直ちに全ての役割の実施を目指すのは非常に困難であり、今後数年にわたって、段階的かつ計画的にこれらの役割の実施を進めていきます。

また、全ての園が同一の役割を担うのではなく、各園の状況、施設の状態を踏まえた上で、各園が担うべき役割に差異を持たせます。特に、難度の高い保育の中でも特に医療的ケアを要する子どもたちへの対応については、実施体制の効率化と専門性の確保を目的として、けやき保育園を受け入れ拠点園として対応する計画とします。

### (1) 市立保育園の役割の実施

#### 【実施スケジュール】

役割	内容		R8	R9	R10	R11	R12	
地域の連携、保育の質の維持・向上を推進する役割	民間保育施設との連携	わかたけ 小金井 けやき	→					
	難度の高い保育を率先して担う役割	わかたけ 小金井 けやき	→					
	医療的ケア児の保育	けやき	→					
公立保育園の機能を活かして在宅子育て家庭を支援する役割	地域の子育て支援	わかたけ 小金井 けやき	→					
		くりのみ	→		■			
	こども誰でも通園制度の実施	わかたけ			→			
		小金井			→			
		さくら	→			■		
緊急時に地域の子どもと保育を守る役割	緊急時の対応	全園	→ 随時実施					

#### ○民間保育施設との連携

エリア内の他保育施設と連携を取り、園庭解放などによる民間保育施設の支援の実施や、合同研修実施や学びあいの仕組みづくりを行う。

○配慮を要する子どもの保育

受入れ年齢制限を撤廃し、受入れ枠を拡大（11人から18人へ）し実施する。

○医療的ケア児の保育

職員体制の整備、ガイドラインの策定とそれに基づく保育の実施、民間保育施設とのノウハウの共有を行う。

○地域の子育て支援

地域の在宅子育て家庭への支援、子育て相談やこども家庭センター等他機関と連携しての支援を実施する。

○こども誰でも通園対応

本市では幼稚園のみでの実施となっているこども誰でも通園制度について、在宅子育て支援の一つとして、市立保育園が率先して実施する。

(2) 指導検査体制等の整備

市全体の保育の質のさらなる向上を図るため、定期的な指導検査体制の整備は極めて重要と考えます。本方針では、3年に1回は市内の全認可保育園を対象とした指導検査を実施できる体制を整備し、各施設の運営状況や質の向上の取り組みを継続的に確認していくことを目指します。

具体的には、東京都と合同での実施にとどまる現状の指導検査体制を見直し、人事異動もある職員のみでは難しい専門性を維持するため、必要に応じて外部の専門家などへの業務委託も検討します。

また、市内保育施設への巡回支援体制についても、施設数の増加に対してほとんど実施できていない現状があります。指導検査とは別に、すこやか保育ビジョンと小金井市保育の質のガイドラインの普及・促進等を目的とした巡回支援の仕組みも検討を進めます。

これらの指導検査および巡回支援体制の整備により、各保育施設の現状把握と課題抽出、さらには具体的な改善・支援策の実施を目指します。

6 方針に基づく市立保育園条例  
調整中